

平成26年度

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

-対象製品の公募-
公募要領

平成26年4月
(4月23日更新版)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1-1. 趣旨	P.3
1-2. 事業内容	P.3
(1) 補助金名	P.3
(2) 公募予算額	P.3
(3) 申請者の資格	P.3
(4) 事業の要件	P.4
(5) 補助対象となる製品	P.5
(6) 補助対象となる費用	P.5
(7) 補助率及び補助金額	P.6
(8) スケジュール	P.6
(9) 事業スキーム	P.7
(10) 全体スケジュール	P.8
(11) エネルギー計算について	P.9
(12) 改修済みガラス・窓・断熱材について	P.11

2 対象製品について

2-1. 対象製品の登録要件	P.13
(1) 対象製品登録申請者の要件	P.13
(2) ガラスの登録要件	P.13
(3) 窓の登録要件	P.14
(4) 断熱材の登録要件	P.15
2-2. 対象製品登録に関する注意事項	P.16

3 対象製品の登録

3-1. 対象製品の登録概要	P.18
(1) 目的	P.18
(2) 登録方法	P.18
(3) 登録スケジュール	P.18
(4) 対象製品の公表	P.19
(5) 対象製品の登録フロー	P.20
3-2. メーカーコードの発行申請 (初回の対象製品登録申請前)	P.21
(1) メーカーコードの発行申請期間	P.21
(2) メール送信先/メールタイトル /メール本文の必要記載事項	P.21
3-3. 対象製品の登録申請	P.22
(1) 対象製品の登録申請期間	P.22
(2) 提出書類	P.22
(3) 申請書提出先及び問合せ先	P.25
3-4. 提出書類フォーマット	P.26
(1) 対象製品登録申請書	P.26
(2) 企業情報	P.27
(3)-1 対象製品申請リスト 記入見本 (ガラス)	P.28
(3)-2 対象製品申請リスト 記入見本 (窓)	P.29
(3)-3 対象製品申請リスト 記入見本 (断熱材)	P.30
(4) OEM等の企業情報	P.31
(5) 施工業者登録リスト (断熱材)	P.32
(6) 変更届	P.33
3-5. 審査結果通知	P.34

4 その他

4-1. 出荷証明書・施工証明書	P.36
(1) 出荷証明書・施工証明書の発行について	P.36
(2) 必要記載項目の要件	P.36
(3)-1 出荷証明書 書式見本 (ガラス、窓、断熱材※マット系・ボード系)	P.37
(3)-2 施工証明書 書式見本 (断熱材※吹込・吹付)	P.38

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅等の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものである。

1-2 事業内容

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助金名

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

(2) 公募予算額

約30億円

(3) 申請者の資格

下記①～③いずれかに該当する者を対象とする。

ただし、「様式第1-3交付申請書 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- ① 戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。ただし、当該住宅が下記A～Cの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること。)
 - B. 専用住宅であること。
(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること。)
 - C. 申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合がある。)
- ② 集合住宅(分譲)の管理組合または集合住宅(賃貸)^{※1}の所有者。
集合住宅(賃貸)の場合は、1戸からの申請も可とする。
集合住宅(分譲)の場合は、当該住宅が下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。
 - B. 改修する住戸に常時居住する住民がいること。
- ③ 転売物件(戸建住宅・集合住宅(分譲))を購入し、所有を予定している者。ただし、下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。
 - A. 申請者は購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること。
(交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが確認できること。)
 - B. 「補助事業実績報告書」提出時に、当該住宅住所の住民票が提出できること。

※1 社宅等も含む。

(注1)リース事業者等との共同申請を認める。

(注2)対象製品申請者については、P.13 **2**-1 「対象製品の登録要件」(1)対象製品登録申請者の要件を参照のこと。

(4) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅等※¹の改修において、SIIに登録された高性能建材※²を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。
- ② 改修によるエネルギー計算結果は、「エネルギー計算結果早見表(P.9～11参照)」に従うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。
- ④ 補助事業に係る工事契約は本補助事業の一般公募開始後に行うこと。※³
一般公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めない。
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の「交付決定通知書」※⁴が届いた後に着工(工事着手)すること。
「交付決定通知書」が届く前に着工した場合は、事前着工とみなし、これを認めない。
また、工事契約の中で本事業に関わる断熱工事以外の工事(対象外工事)を含む場合も一連の工事と判断し、対象外工事の部分であっても事前着工をした場合は、原則これを認めない。
- ⑥ 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。※⁵
- ⑦ 工事完了日から30日以内又は平成27年1月19日(月)のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出できること。なお、**工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払い(領収書の目付)が完了した日のことをいう。両日が異なる場合は、どちらか遅い方が最終的な「工事完了日」となる。**
「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅(分譲)の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で窓の改修が認められていること。
- ⑨ 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住居部※⁶の改修を行うことも可とする。ただし、非住居部※⁶のみの改修は不可とする。

※¹ 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※² 次項「(5) 補助対象となる製品」参照。対象製品は順次SIIホームページに公表予定。

※³ 平成26年5月14日(水)の一般公募開始以降、交付決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を同時に作成すること。(「交付申請書」提出の際にコピーを添付すること。)

・覚書の日付は、工事請負契約書と同日とし、かつ同じ印鑑が捺印されていること。

・高性能建材を導入する改修工事にあたり、本補助金制度が要因となったこと。

・審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。

※⁴ SIIは「交付申請書」を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、交付決定を行う。

申請者は、「交付決定通知書」の受領後、速やかに工事着手すること。

・「交付決定通知書」は補助金額を決定するものではない。

・交付の決定については、文書にて申請者に通知する。

※⁵ 現場吹込み、現場吹付け断熱材にあっては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

※⁶ エントランス、ロビー、ゲートルーム、集会所、管理人室等をいう。

ただし、倉庫や駐車場等は補助対象外とする。

（5）補助対象となる製品

外部審査委員会が、予め承認した以下の基準に基づき、申請された建材がその基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。

また、リース製品についても補助対象として認める。

- ① SIIの定める要件を満たし、(P.13 **2**-1 「対象製品の登録要件」を参照) SIIに製品型番が登録されている製品であること。^{※1}
- ② 未使用品であること。

※1 SIIに登録されていないガラス、窓、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。

SIIは製造事業者等(以下「メーカー等」という)からの対象製品登録の申請を受け付け、その内容を審査し、対象となる製品の登録を行う。対象製品は順次SIIホームページにて公表する。

（6）補助対象となる費用

① 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

SIIが認め、登録された高性能建材(ガラス・窓・断熱材)の購入費用。

(注1)設備機器等は、補助対象外とする。

B. 工事費

上記、高性能建材の設置取付と一体不可分の工事費用。(一部補助対象外となる場合もある。)

(注1)諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外とする。

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・工事費共に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

(注1)申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む)の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る確定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

(7) 補助率及び補助金額

① 補助率

補助対象費用の1/3以内とする。

② 補助金額

上限 150万円/1戸

(注1) 集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする。(例えば、集合住宅50戸を改修する場合は、150万円/1戸×50戸が上限金額となる。)

(注2) 集合住宅の共用部である非住居部を改修する場合は、当該非住居部のロビー、集会所、管理人室等をあわせて、上限金額は150万円とする。

(8) スケジュール

① 対象製品登録

申請期間(一次公募) : 平成26年4月14日(月)～平成26年6月6日(金) 17:00必着分まで。

(注1) 一般公募の開始までに登録製品を公表する為に、対象製品登録申請は、平成26年4月25日(金) 17:00必着分までを一度締め切りとし、承認・登録された製品は、平成26年5月14日(水)にSIIホームページにて公表する。

(以降の追加登録申請については随時受付を行い、登録が完了するのは毎月2回程度とする。登録が完了した製品は、SIIホームページにて公表する。)

申請期間(二次公募)^{※1} : 平成26年7月上旬～平成26年10月上旬(予定)

② 補助事業申請(一般公募)

事業期間 : 平成27年3月31日(火)まで。

(原則、単年度事業とする。)

申請期間(一次公募) : 平成26年5月14日(水)～平成26年6月30日(月) 17:00必着分まで。

申請期間(二次公募)^{※1} : 平成26年8月上旬～平成26年10月下旬(予定)

※1 二次公募は、一次公募で補助事業申請の合計額が予算に達した場合、実施しない可能性もある。

(注1) ただし、上記事業期間中にSIIが指定する高性能建材を導入する工事を行い、補助金の支払いを完了させるため、工事完了期限は原則平成26年12月19日(金)、「補助事業実績報告書」の提出期限は平成27年1月19日(月)までとする。

「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。

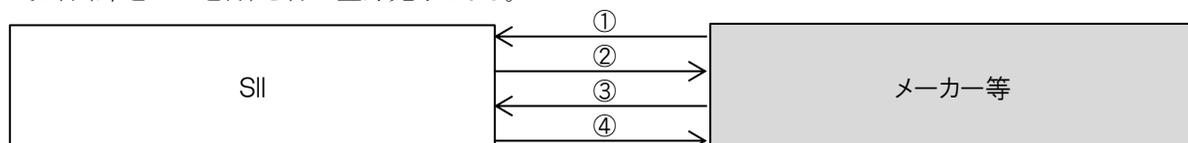
(注2) 「交付決定通知書」が届く前に工事着工した場合は、事前着工とみなし補助対象外とする。

(注3) 補助事業申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業申請期間内であっても予算額に達した日の前日をもって公募を終了し、予算額に達した日に到着した申請分は原則受理しないので、十分注意すること。

（9）事業スキーム

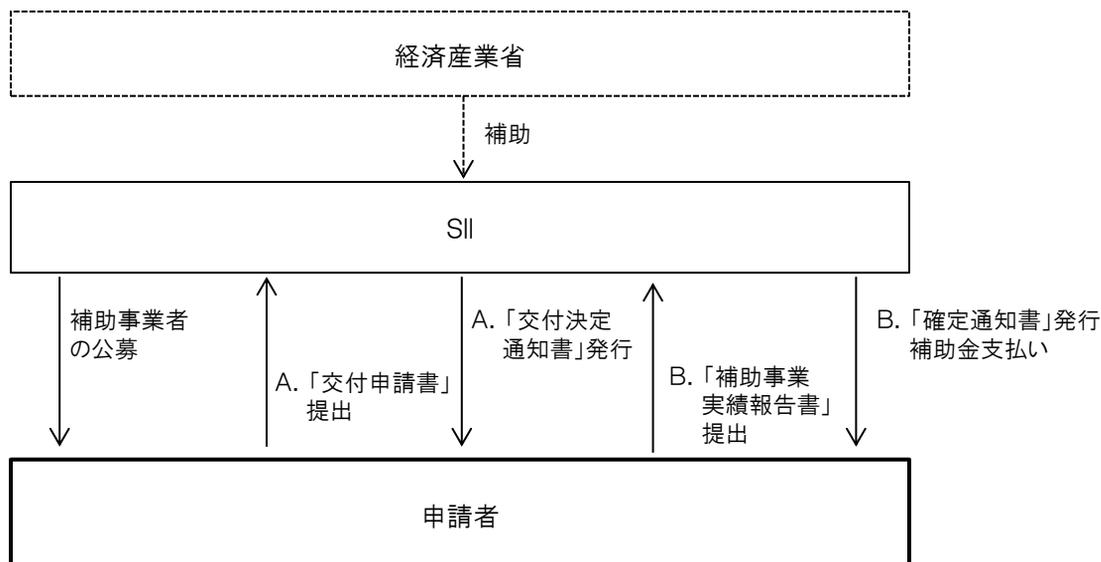
■対象製品登録のスキーム

- ① メーカーコード発行申請（メールにて）
 - ・メーカー等は、SIIにメーカーコードの発行申請を行う。
 - ※平成25年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。
 - ただし、平成26年度用として区別する為、頭文字2桁が1文字の英字に変更になるので注意すること。
- ② メーカーコード発行
 - ・SIIはメーカー等へメーカーコードの発行を行う。
- ③ 対象製品登録申請（郵送にて）
 - ・メーカー等は、ガラス・窓・断熱材の対象となる製品の型番や名称等をSIIに登録申請する。
- ④ 審査結果通知の送付・対象製品の登録完了
 - ・SIIが製品の性能について審査した上で対象製品として承認した際には、SIIからメーカー等へ「審査結果通知」の発行（郵送にて送付）を行い登録完了となる。

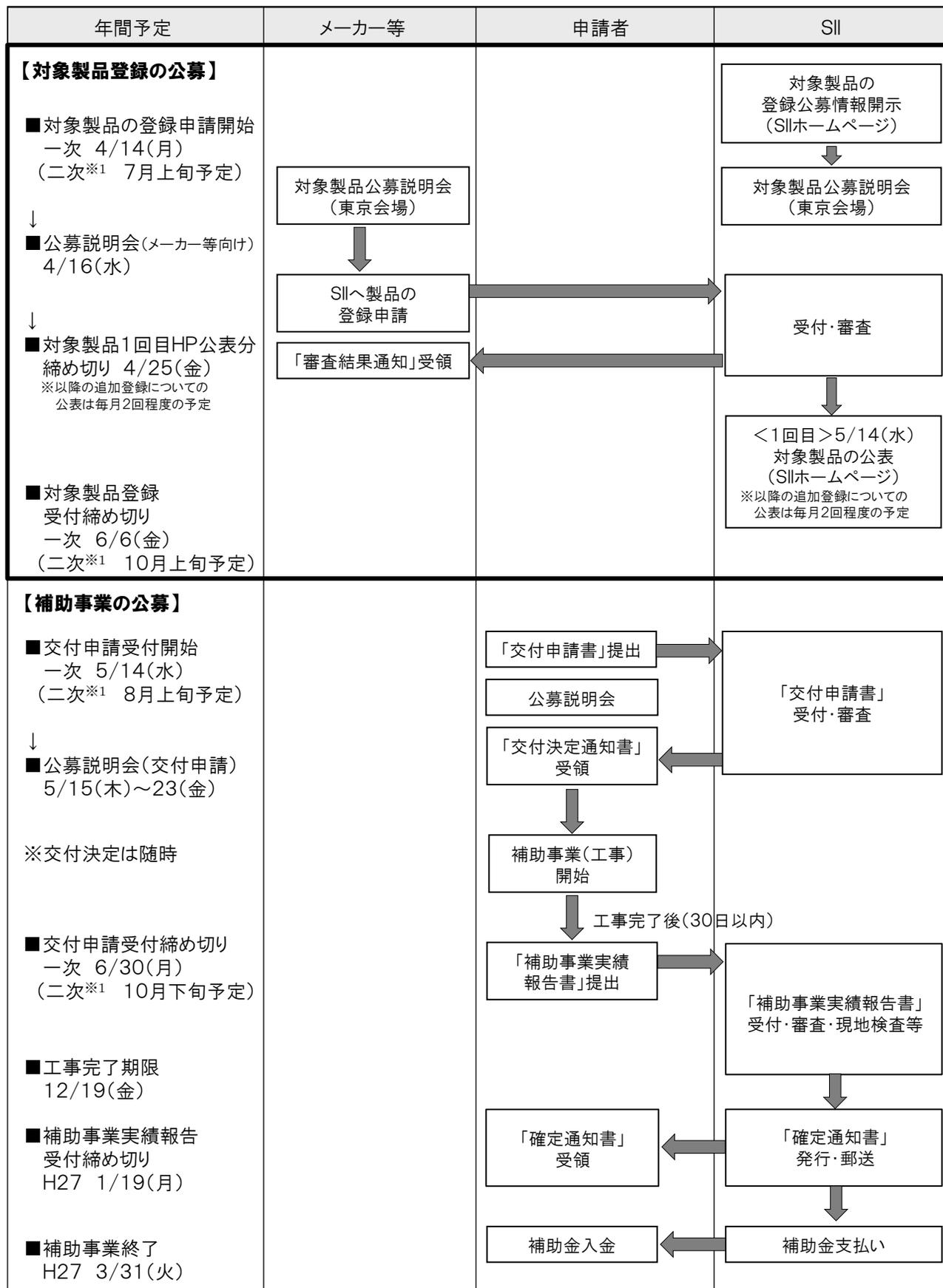


■補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「交付申請書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「交付申請書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発行（郵送にて送付）する。
- B. 「交付決定通知書」を受領した申請者は、速やかに工事を行い工事完了後「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
 - ・SIIは「補助事業実績報告書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「確定通知書」を発行（郵送にて送付）し、補助金の支払いを行う。



(10) 全体スケジュール



※1 二次公募は、一次公募で補助事業申請の合計額が予算に達した場合、実施しない可能性もある。

(11) エネルギー計算について

高性能建材導入にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%を削減すること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能断熱材は、熱伝導率値(λ値)0.041W/(m・K)以下(ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材にあつてはR値=2.7㎡・K/W以上とする。)のSIIに登録されたものを導入し、高性能建材導入組合せ表に記載の熱抵抗値(R値)を満足すること。(重ね貼りも可とする。)

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。
(以降、熱貫流率=U値、熱伝導率=λ値、熱抵抗値=R値と表記、単位省略)

①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・戸建住宅の改修は、全体改修と部分改修とする。
- ・全体改修とは、住宅全体の天井※1全部、外壁全部、床※2全部、窓全部の4部位を組み合わせる改修することをいう。(表3の1～10の組合せ番号による組合せ)
- ・部分改修とは、住宅のLDKを含む居室を改修するもので、改修を行う居室の外壁、床※2、窓及び天井※1全部の4部位を組み合わせる改修することをいう。(表6の1～9の組合せ番号による組合せ)
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取り付けとする。
- ・床を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。
- ・換気小窓※3、300×200mm以下のガラスを用いた窓及びジャロジー窓等については改修の対象外とする。

※1 天井とは、屋根の直下の天井、及び外気等に接する天井をいう。(屋根を含む)

※2 床とは、外気に接する床(張出し床、ガレージ上等)及びその他の床をいう。

※3 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

i) 戸建住宅の全体改修

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表1、2を参照のこと。
- ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)」による。

表1 高性能建材導入組合せ表(1～3地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
天井:R値≥5.4	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
外壁・床:R値≥2.7	5	2部位	5.4		2.7	2.33
	6		5.4	2.7		
窓:U値≤2.33	7	3部位	5.4		2.7	
	8		5.4			2.33
	9			2.7		2.33
	10	2.7	2.7			

表2 高性能建材導入組合せ表(4～7地域)

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
天井・外壁・床:R値≥2.7	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
	4			2.7	2.7	2.33
窓:U値≤2.33	5	2部位	2.7		2.7	2.33
	6		2.7	2.7		
	7	3部位	2.7		2.7	
	8		2.7			2.33
	9			2.7		2.33
	10		2.7	2.7		

<表3の見方>

- ・部位別組合せ番号、1～10の組合せで地域区分の○の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること(計算式は所定のものを使用すること)。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上または省エネ基準達成率121%以上(統一省エネラベル5つ星)の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表3 エネルギー計算結果早見表(全体改修)

組合せ番号	天井	外壁	床	窓	地域区分									
					1	2	3	4	5	6	7	8		
1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○	○	個別の計算による
2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	○		
3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	○		
4			外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○		
5		天井		床	窓	○	○	○	○	○	○	○		
6	2部位	天井	外壁			○	○	○	○	○	○	○		
7		天井		床		○	○	○	○	○	○	○		
8		天井			窓	○	○	○	○	○	○	○		
9			外壁		窓	○	○	○	○	○	○	○		
10			外壁	床		○	○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	○	

ii) 戸建住宅の部分改修

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表4、5を参照のこと。
- ・補助対象となる改修部位の地域別組合せは、「表6 エネルギー計算結果早見表（部分改修）」による。
- ・住宅のLDKを含む居室及び冷暖房機器を設置している居室を改修するものとし、改修を行う居室について、その床面積の合計が、延べ床面積の50%以上であること。

表4 高性能建材導入組合せ表（1～3地域）

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
天井：R値≥5.4	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	5.4	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	
外壁・床：R値≥2.7	4	3部位		2.7	2.7	2.33
	5		5.4		2.7	2.33
窓：U値≤2.33	6	2部位	5.4	2.7		
	7		5.4		2.7	
	8	2部位	5.4			2.33
	9			2.7	2.7	

表5 高性能建材導入組合せ表（4～6地域）

R値・U値	部位別組合せ					
	組合せ番号	天井	外壁	床	窓	
天井・外壁・床：R値≥2.7	1	4部位	2.7	2.7	2.7	2.33
	2	3部位	2.7	2.7		2.33
	3		2.7	2.7	2.7	
窓：U値≤2.33	4	3部位		2.7	2.7	2.33
	5		2.7		2.7	2.33
	6	2部位	2.7	2.7		
	7		2.7		2.7	
	8		2.7			2.33
	9			2.7	2.7	

<表6の見方>

- ・部位別組合せ番号、1～9の組合せで地域区分の○及び●の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○及び●以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること（計算式は所定のものを使用すること）。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室：COP3.7以上 その他の居室：COP4.8以上または省エネ基準達成率121%以上（統一省エネレベル5つ星）の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表6 エネルギー計算結果早見表（部分改修）

組合せ番号	天井	外壁	床	窓	地域区分							
					1	2	3	4	5	6	7	8
1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	個別の計算による
2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	
3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	
4			外壁	床	窓	○	○	○	○	●※		
5	2部位	天井		床	窓	○	○	○	○	○	○	
6		天井	外壁			○	○	○	○	○	○	
7	2部位	天井		床		○	○	○	○	○		
8		天井			窓	○	○	○	○	○		
9			外壁	床		○	○	●※				

※ ●の組合せについては、住宅の床全部を改修するものとする。

<表1～6について>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値2.7(5.4)の断熱材・U値2.33の窓」に改修した条件で、算定用WEBプログラム(IBECE)を用いてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

②集合住宅の改修におけるエネルギー計算

住居部及び非住居部共に以下の要件を満たすこと。

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換、建具の交換、カバー工法による改修、内窓の取り付けとする。
ただし、換気小窓※1、300×200mm以下のガラスを用いた窓及びジャロジー窓等については改修の対象外とする。

<表7の見方>

- ・1～7地域においては、U値2.33以下のガラスを導入すること。
ただし内窓の取り付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値2.33以下とすること。
- ・8地域においては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算式を添付して申請すること。
エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上または省エネ基準達成率121%以上(統一省エネラベル5つ星)の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表7 エネルギー計算結果早見表(窓)

	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
U値	U値 ≤ 2.33							個別の計算による

※1 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※2 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷計算プログラムSMASH (IBEC) 等を用いて住宅全体の一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること。(書式自由)

<表7について>

「住宅の新省エネルギー基準と指針のモデルプラン(集合住宅、延べ床面積81.06㎡)」において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値2.33以下のガラス:1～7地域を使用した窓」に改修するとした条件で、住宅用熱負荷計算プログラムSMASH (IBEC) を用いてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率15%以上となった組み合わせで構成している。

(12) 改修済みガラス・窓・断熱材について

申請する既築住宅等に、既に取り付けてある建材(ガラス・窓・断熱材)が、平成26年度高性能建材導入促進事業の登録製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

以下の書類を全て提出すること(「交付申請書」提出の際に添付すること)。

- ・建築士による証明書の原本
※平成26年度高性能建材導入促進事業の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした証明書(書式自由で可とする)
- ・建築士免許のコピー
- ・該当建材の出荷証明書又は施工証明書等のコピー
- ・該当建材のカタログのコピー
- ・該当箇所を示した平面図・立面図のコピー
- ・該当箇所の現況写真(窓、断熱材が分かること)

2. 対象製品について

2 対象製品について

2-1 対象製品の登録要件

本事業の登録対象となるガラス・窓・断熱材の登録要件は、既築住宅等の改修に用いられるものであることに加え、各製品の性能や構造等が基準に適合するものとする。

※対象製品として登録するためには、製品の断熱性能や製品型番等をSIIへ登録申請し、その製品が登録要件を満たしているか審査を受けることが必要となる。

(1) 対象製品登録申請者の要件

以下の要件を全て満たすメーカー等を対象とする。

- ① 製品の登録申請者は、ガラス、窓、断熱材を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。
- ② 事業及び企業の継続性があること。

(注1) 登記をしている法人格に限る。

(注2) 製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

OEM等企業情報については、P.31 **3**-4 「提出書類フォーマット」(4)OEM等の企業情報を参照のこと。

(2) ガラスの登録要件

- ① U値が2.33以下の製品であること。
以下の通り、ガラス中央部の熱貫流率による分類を設け区分する。
 - ・A区分:U値1.50以上、2.33以下のもの
 - ・S区分:U値1.50未満のもの
- ② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。
 - ・過去3年以内に認証を受けているもの。(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。)
 - ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下の1又は2に該当する製品)は対象とする。
 1. 断熱性を向上するために中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等で、過去3年以内に認証を受けているもの。(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする。)
また、実際に使用している各メーカーのガラスデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。
 2. 過去3年以内に認証を受けているもの。品質管理に関する認証書、第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書、製品管理で実測している熱貫流率の管理図を提出できるもの。

（3）窓の登録要件

① U値が2.33以下の製品であること。
ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。またこの場合のU値は、外窓をアルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

② 原則、JIS認証（JIS A 4706）を取得した製品であること。該当するJIS等については、下記、表1を参照のこと。
・複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる（性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる）製品（以下の1又は2に該当する製品）は対象とする。

1. 品質認証書及び附属書等（JIS Q 9001認証書等またはJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図）及び性能試験成績書[※]を提出できるもの。
2. 性能試験成績書[※]及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※ 性能試験成績書は、以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書に、ガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率の記載があること（ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること）。

- a. JIS A 4710またはISO 12567-1により代表試験体^{※1}で実施された第三者機関^{※2}の試験結果報告書
- b. JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、またはWindEye^{※3}により代表試験体^{※1}で実施された第三者機関^{※4}の計算結果報告書

※1 同じ商品シリーズ（材質、構造等が共通と認められる同一の商品ブランドのもとに企画された一連の製品。）の中で、代表的な窓種（引違い窓等）、代表的なサイズ（W1650×H1300等）、装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率が大きいものからなる試験体をいう。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公開されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

（注1）テラスドア、勝手口ドア等の取り扱いについて、ドアに組み込まれたガラス部分がドア面積の50%以上である場合で、上記登録要件を満たす際には、補助対象製品とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること。（カタログも可とする。）

表1 窓の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 4706	サッシ
JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO 12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors
JIS A 2102-1,2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部：一般 第2部：フレームの数値計算方法
WindEye	窓の断熱性能プログラム

(4) 断熱材の登録要件

① λ値(熱伝導率)が0.041以下の製品であること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材にあつては、R値(熱抵抗値)2.7以上の製品であることを要件とする。

- ・マット、フェルト、ボード状等の断熱材にあつては、メーカー出荷時にその性能値が確保出来ているもので、且つ確認できること。
- ・現場吹込み、現場吹付け断熱材にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に、所定の厚さを確保し登録された性能値を確認できること。

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

- ・該当するJIS等については、下記、表2を参照のこと。
 - ・過去3年以内に認証を受けているもの。
- (以下の1～4のいずれかに該当する製品であること。)

1. JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、付属書を提出できるもの。
2. JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、付属書及び性能試験成績表を提出できるもの。
3. JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び付属書等(※JIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類を提出できるもの。JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。
4. JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を希望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言が出来る製品で、自己適合宣言書(JIS Q 17050-1)、支援文書(JIS Q 17050-2)、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

表2 断熱材の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521	住宅用人造鉱物繊維断熱材
JIS A 9526	建築物断熱材用吹付け硬質ウレタンフォーム
JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
JIS A 5914	建材畳床

2-2 対象製品登録に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカー等は、特に以下の点に留意してください。

- ① 対象製品登録の際は、間違いがないよう十分注意し、ホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は、**各社の責任で対応**を行うこととする。
- ② 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、登録されたことをもって誤解をあたえる表現を用いることは認められない。**対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮**すること。
- ③ 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。**製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカー等が責任を負うこととする。**
- ④ SIIは、製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、メーカー等への立入検査ができる。**メーカー等は、SIIから検査の求めに応じなければならない。**また、SIIは、検査の結果に応じて、**そのメーカー等の指定製品を全て対象外とする場合がある。**
- ⑤ 対象製品登録を行ったメーカー等は、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を**本事業の終了後から最低5年間以上保管**し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければならない。
- ⑥ 対象製品登録を行うメーカー等において、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わないこと。**SIIにより虚偽が認められた場合、当該メーカー等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとする。
- ⑦ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、**当該製品及び関連資料の提出**を命じ、メーカー等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑧ 前項によりメーカー等に不正行為があったと認められたときは、**製品の登録を取消すと共に、メーカー等の名称及びその内容を公表**する場合がある。
- ⑨ 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより指定製品メーカー等の関係者の関与が認められた場合、その事業者の**登録製品を全て対象外**とする場合がある。
- ⑩ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）の補助金が交付されているときには、メーカー等に対して**期限を付して当該補助金相当額を請求**するものとする。
- ⑪ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑫ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカー等との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。

3. 対象製品の登録

3 対象製品の登録

3-1 対象製品の登録概要

(1) 目的

対象製品の型番登録を行う目的は、交付申請ならびに補助事業実績報告書において、対象製品を用いた工事が行われているか確認を行うためである。（本事業では、対象製品の登録時に、その製品の断熱性能や製品型番も登録することが必要となる。）

(2) 登録方法

対象製品として製品を登録するためには、下記の手順で、製品の断熱性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領することが必要となる。

- ① 対象製品の登録を希望するメーカー等は、SIIにメール送信し、「メーカーコードの発行申請」を行う。
- ② SIIは対象製品の登録を希望するメーカー等にメール送信し、「メーカーコードの発行」を行う。
- ③ メーカーコードを受領したメーカー等は、「対象製品登録申請書」等の書類を郵送にてSIIに提出する。
- ④ SIIは、審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を、本事業のデータベースに型番登録する。
- ⑤ SIIからメーカー等に、審査結果通知の送付を行い登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

（注1）上記①②は、初回のみ適用とする。平成25年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。ただし、平成26年度用として区別する為、頭文字2桁が1文字の英字に変更になるので注意すること。詳しくは、P.21 **3**-2 「メーカーコードの発行申請（初回の対象製品登録申請前）」（2）メール送信先/メールタイトル/メール本文の必要記載事項 を参照のこと。

(3) 登録スケジュール

<input type="checkbox"/> 対象製品公募説明会（東京会場）	平成26年4月16日（水）
--	---------------

	第一次 登録スケジュール	第二次 登録スケジュール(予定) ^{※2}
<input type="checkbox"/> メーカーコード発行申請期間	平成26年4月14日（月） ～平成26年5月26日（月） ^{※17:00}	平成26年7月上旬 ～平成26年9月下旬（予定）
<input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請（公募）期間	平成26年4月14日（月） ～平成26年6月6日（金） ^{※17:00}	平成26年7月上旬 ～平成26年10月上旬（予定）
第1回	<input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請締め切り	平成26年4月25日（金） ^{※1}
	<input type="checkbox"/> 審査結果通知の送付（登録完了）	平成26年5月14日（水）
	<input type="checkbox"/> 対象製品の公表（HP）	平成26年5月14日（水）

※1 第1回対象製品の登録申請締め切り以降は、審査が終了次第、対象製品として登録を行うこととする。（対象製品の公表は、毎月2回程度の予定）

※2 二次公募は、一次公募で補助事業申請の合計額が予算に達した場合、実施しない可能性もある。

(4) 対象製品の公表

登録された対象製品は、SIIホームページにて公表する。
公表する内容は以下の通りとする。

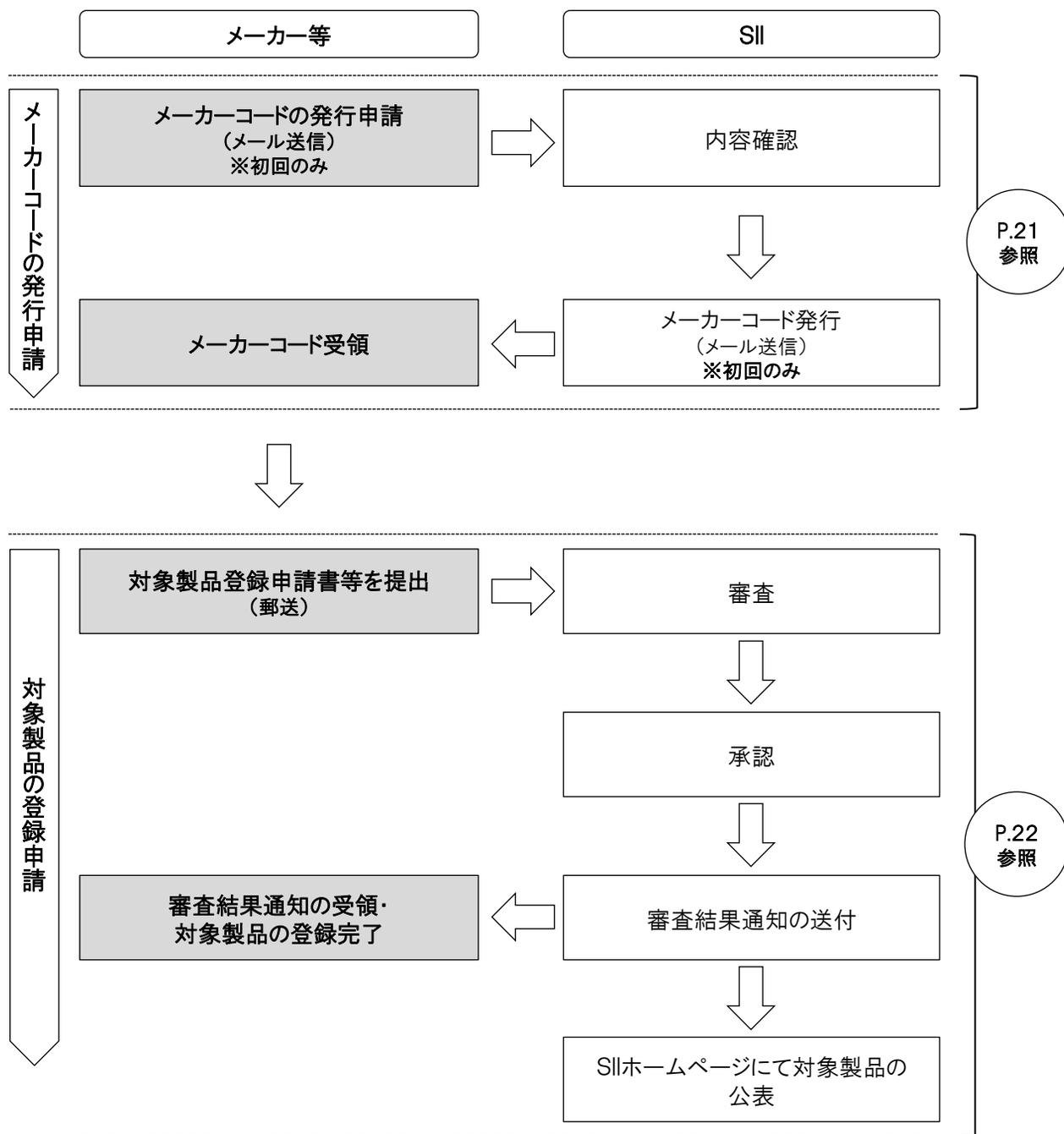
	SIIホームページでの公表項目	補足事項
共通	<input type="checkbox"/> メーカー名	・製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売するメーカー等の名称。
	<input type="checkbox"/> 登録日	・SIIホームページにて対象製品を公表する日。
	<input type="checkbox"/> SII製品型番	・SIIの製品型番付番ルールに準ずるもの。
	<input type="checkbox"/> 製品名	・メーカー等のカタログに記載されている製品名称。
	<input type="checkbox"/> ホームページ等のURL	・対象製品の詳細が分かるメーカー等のホームページURL。
	<input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号	・メーカー等の対象製品の問合せ窓口の電話番号。
ガラス	<input type="checkbox"/> 中空層の種類 <input type="checkbox"/> アタッチメントの有無 <input type="checkbox"/> グレード	
窓	<input type="checkbox"/> 建具の仕様 <input type="checkbox"/> ガラス構成	
断熱材	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類 <input type="checkbox"/> 熱伝導率※1 <input type="checkbox"/> 熱抵抗値※1 <input type="checkbox"/> 厚み <input type="checkbox"/> 指定施工業者	・「熱抵抗値」※1、「厚み」は、天井吹込製品のみ該当。 ・指定施工業者は、吹込・吹付断熱材のみ該当。

※1 λ値(熱伝導率)、R値(熱抵抗値)は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではない。

(注1) 上記、公表する内容は、メーカー等が対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の断熱性能について審査をした上で対象製品として承認した製品のみ公表する。

(5) 対象製品の登録フロー

対象製品の登録フローは以下の通りとする。



(注1) 平成25年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。
ただし、平成26年度用として区別する為、頭文字2桁が1文字の英字に変更になるので注意すること。

3-3 対象製品の登録申請

メーカーコードが発行されたメーカー等は、対象製品登録申請期間内に、SIIに提出書類を郵送すること。
その後、SIIによる審査にて承認された製品は、SIIからメーカー等に、審査結果通知の送付を行い登録完了となる。

(1) 対象製品の登録申請期間

【第一次】平成26年4月14日(月)～平成26年6月6日(金) ※17:00必着

【第二次】平成26年7月上旬～平成26年10月上旬(予定)※1

(2) 提出書類

以下の提出書類をSIIに書類で郵送すること。
また、追加登録時には「4. 企業登記簿謄本(原本)」の提出は不要とし、写しで可とする。

提出書類チェックリスト

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	提出書類チェックリスト	・書類	○	
2	対象製品登録申請書	※1・書類(原本)	○	
3	企業情報	※1・データ(Excel形式)	○	
4	企業登記簿謄本	・書類(初回のみ原本、以降は写しで可)	○	
5	対象製品申請リスト(ガラス)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(窓)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(断熱材)	・データ(Excel形式)	該	
6	施工業者登録リスト	※2・データ(Excel形式)	該	
7	第三者認証証等	※3・書類	○	
8	OEM等企業情報	※4・データ(Excel形式)	該	
9	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	※4・書類	該	
10	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	※5・書類	○	
11	「3. 企業情報」、「5. 対象製品申請リスト」、「6. 施工業者登録リスト」、「8. OEM等企業情報」を作成したデータをコピーしたCD-ROM	※6・CD-ROM	○	

備考 ※1 ガラス、窓、断熱材の内、複数の製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出をすること。

※2 断熱材の、吹込・吹付製品を登録する際は、必ず提出すること。

※3 ガラス、窓、断熱材により異なる。詳細はP.23、24を参照のこと。

※4 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※5 カタログには、対象製品リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマーカーをいれること。

※6 CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。
(PDF等他の保存形式は不可とする)

ファイルの種類は「Excel97-2003」とすること。

■企業登記簿謄本はいずれも申請日から3か月以内のものとする。

※1 二次公募は、一次公募で補助事業申請の合計額が予算に達した場合、実施しない可能性もある。

■ 提出書類の補足

第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とする。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合は、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) 自社で発行し押印を必要とする書類(第三者機関の計算ソフト(WindEye等))は、原本を提出すること。

【ガラス】

以下の1～3に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品※1	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)
3	JIS規格外製品※2	JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 製品管理で実測している熱貫流率の管理図

※1 中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等の製品

※2 真空ガラス等の製品

【窓】

以下の1～3に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS Q 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (JIS Q 9001、 JIS Q 17050)	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等(JIS Q 9001認証書等またはJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 性能試験成績書※
3	自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (品質管理証憑)	<input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 性能試験成績書※

※ 性能試験成績書は、以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書に、ガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率の記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること)。

a. JIS A 4710またはISO 12567-1により代表試験体※1で実施された第三者機関※2の試験結果報告書

b. JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、またはWindEye※3により代表試験体※1で実施された第三者機関※4の計算結果報告書

※1 同じ商品シリーズ(材質、構造等が共通と認められる同一の商品ブランドのもとに企画された一連の製品。)の中で、代表的な窓種(引違い窓等)、代表的なサイズ(W1650×H1300等)、装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率が大きいものからなる試験体をいう。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公開されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

(注1) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII製品型番の明記をすること。

【断熱材】

以下の1～5に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9504、JIS A 9511 JIS A 9521、JIS A 9526 JIS A 9523、JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9504、JIS A 9511 JIS A 9521、JIS A 9526 JIS A 9523、JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書（自己宣言値での登録）
3	供給者適合宣言での登録製品（JIS認証未取得製品等）※1	JIS A 9504、JIS A 9511 JIS A 9521、JIS A 9526 JIS A 9523、JIS A 5914 （JIS Q 9001、JIS Q 17050（供給者適合宣言））	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値（熱的宣言値）の書類
4	天井吹込製品	JIS A 9523	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書（自己宣言値での登録）
5	JIS規格外製品※2	JIS Q 17050 （「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言）	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書（JIS Q 17050-1） <input type="checkbox"/> 支援文書（JIS Q 17050-2） <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値（熱的宣言値）の書類

※1 JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書等（※JIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言も可）、性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値（熱的宣言値）の書類を提出できるもの。JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。

※2 JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を希望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言が出来る製品で、自己適合宣言書（JIS Q 17050-1）、支援文書（JIS Q 17050-2）、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

(3) 申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業』 対象製品登録申請係

※『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業 申請書在中』と必ず記入すること。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は行わない。

（配送事故に備え、配送状況が確認できる手段を使用すること）

※郵送先の宛先には略称SIIを使用しないこと。

※日本郵便を使用する場合は「ゆうパック」や「簡易書留」等の配送状況が確認できる手段を使用すること。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4131(10時~17時 平日のみ)

■ メディア(CD-ROM等)のファイル名について

下記のルールに則り、ファイル名を作成すること。

〔添付ファイル名〕

例: DXYZ_20140420.xls

メーカーコードが“DXYZ”の企業

アンダーバー

申請の日付(8桁)

3-4 提出書類フォーマット

(1) 対象製品登録申請書

■記入例

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分ごとに提出すること。

G ガラス

平成 26 年 4 月 25 日

申請する日付を記入

対象製品登録申請書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

メーカー情報を記入

申請者 郵便番号 ○○○-○○○

住 所 ○○県○○市○○町 ○○丁目○○番○○号

会 社 名 ○○○○株式会社

代表者等名 代表取締役社長 ○○ ○○

印

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)
対象製品登録申請書

登録印であること。

表記の件について、添付の通り申請します。

(2) 企業情報

■記入例

※自動入力

G ガラス

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分ごとに提出すること。

平成 26 年 4 月 25 日

メーカー名を記入

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

受領した
メーカーコードを記入

企業情報

代表情報	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	G	XY
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
		〇〇 県 〇〇 市 〇〇町 〇〇丁目〇〇番	市区町村を選択		
	建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		〇〇〇〇マンション 〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

連絡担当者1	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇	
	担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.〇〇.〇〇	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
		〇〇 都 〇〇 区 〇〇町 〇〇丁目〇〇番	市区町村を選択		
	建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		〇〇〇〇マンション 〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先 (携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				

連絡担当者2	会社名		所属		
	担当者		・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入 ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入		
	住所	〒 -			
		都 区 〇〇町 〇〇丁目〇〇番	市区町村を選択		
	建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）		都道府県を選択		
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -		
FAX番号	() -				

※SIIからの通知物等の送付や、連絡は基本的に「連絡担当者1」の方へ行きます。
 ※「連絡担当者1」と「連絡担当者2」の方は、各担当者間の連携を図り事業が円滑に推進できるよう努めてください。
 ※「OEM等」の製品を登録申請する場合は、別紙にてOEM等の企業情報を提出してください。

(3)-2 対象製品申請リスト 記入見本（窓）

■記入例

対象製品申請リスト【窓】

■申請者について ※各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名 ※1	株式会社高性能窓
メーカーコード ※2	W99

- *1 株式会社、有限会社で統一すること。(株)(有)等の省略をしないこと。
- *2 メーカーコードは、別シートの企業情報にメーカーコードを入力すると自動入力されるため直接入力しないこと。

■申請製品の詳細

● 建具の仕様 ※1	● 製品名(カタログ記載の製品名) ※2				● ガラス構成 ※3	開口部の熱貫流率 [W/(㎡・K)] ※4	ガラスメーカー・製品名 ※5		ガラス中央部の熱貫流率 ※6 [W/(㎡・K)]	品質管理規格 ※7	性能試験規格 ※8	● SII製品型番 (7桁) ※9	● メーカー情報 ※10		
	シリーズ名	シリーズ記号	シリーズ内番号	開閉形式等の詳細			代表メーカー名	製品名					問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL	
樹脂製	PLサッシ	A	01	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層(ガス入り)	1.90	XYZ硝子	LoEペアG	1.30	2	1	W99A01H	03-0000	http://www.000003
樹脂製	PLサッシ	A	02	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99A02H	03-0000	http://www.000003
樹脂製	PLサッシ	A	03	たてすべり出し窓	T	LoE複層(ガス入り)	1.90	XYZ硝子	LoEペアG	1.30	2	4	W99A03T	03-0000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	B	01	引違い窓 掃出しタイプ	H	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99B01H	03-0000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	B	02	たてすべり出し窓	T	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99B02T	03-0000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	C	01	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層(ガス入り)	1.90	CBA硝子	LoEペアG	1.30	2	4	W99C01H	03-0000	http://www.000004
樹脂製内窓	UサッシYYY	D	01	引違い	H	LoE複層	2.33	CBA硝子	LoEペア	1.70	4	1	W99D01H	03-0000	http://www.000004
樹脂製内窓	UサッシYYY	D	02	たてすべり出し窓	T	LoE複層(ガス入り)	1.90	CBA硝子	LoEペアG	1.30	4	1	W99D02T	03-0000	http://www.000004

各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

- (注1) 計算式や関数での入力を行わないこと。
- (注2) 環境依存文字(罫)やローマ数字)は、使用しないこと。
ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えること。
例:【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(バイ) X→X(エックス) 】
- (注3) 赤色になるセルは全て入力すること。

- ※1 建具の仕様を選択すること。(下記建具の仕様表を参照のこと)
- ※2 自社のカタログ記載の製品名、「シリーズ名」+「開閉形式等の詳細」を入力すること。
シリーズごとにアルファベット1文字、シリーズ内ごとに連続性を持った2桁の数字を入力すること。
開閉形式は該当するアルファベット1文字を選択すること。(下記開閉形式表を参照のこと)
製品名で防火仕様であることが分別できない場合は、製品名の後に()書きにてその旨を記入すること。
- ※3 ガラスの構成種類を選択すること。(下記ガラスの構成表を参照のこと)
- ※4 開口部の熱貫流率 [W/(㎡・K)] は、少数第2位まで入力すること。(注) 計算式や関数での入力を行わないこと。
なお、内窓の熱貫流率は、アルミの枠と単板ガラスを想定した外窓とあわせて算出すること。
- ※5 試験、計算時に試験体に装着されたガラスの代表メーカー名(1社)・製品名を記入すること。
- ※6 ガラス中央部の熱貫流率 [W/(㎡・K)] 少数第2位まで入力すること。(注) 計算式や関数での入力を行わないこと。
- ※7 製品ごとの品質管理規格を選択すること。(下記品質管理規格表を参照のこと)
- ※8 製品ごとの試験法、または計算法を選択すること。(下記性能試験規格表を参照のこと)
- ※9 製品型番は、他の項目を入力すると自動入力されるため直接入力しないこと。(全7桁)
(メーカーコード:3桁)+(シリーズ記号:1桁)+(シリーズ内番号:2桁)+(開閉形式:1桁)
- ※10 メーカー問合せ窓口の電話番号、メーカーホームページ等のURLを入力すること。
(公開不要の場合は空欄で可)

【建具の仕様】

外窓	樹脂製
	木製
	アルミ樹脂複合
	アルミ木複合
内窓	樹脂製内窓
	木製内窓

【開閉形式】

H	引違い窓等引き系窓
T	たてすべり出し窓等たて開き系窓
Y	よこすべり出し窓等よこ開き系窓
U	上げ下げ窓
F	FIX窓
D	テラスドア・勝手口ドア
X	その他

【ガラスの構成】

ダブルLoE三層(ガス入り)
LoE三層(ガス入り)
LoE三層
LoE複層(ガス入り)
LoE複層
複層
その他

【品質管理規格】

1	JIS A 4706
2	JIS Q 9001
3	JIS Q 17050
4	品質管理証書
5	その他

【性能試験規格】

1	JIS A 4710
2	ISO 12567-1
3	JIS A 2102-1 JIS A 2102-2
4	WindEye
5	その他

(4) OEM等の企業情報

製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報（製品を製造する企業の情報）とOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。製品登録完了後に、OEM等企業情報を追加登録する場合は、提出済みの対象製品登録申請書のデータ一式と共にメールにて提出すること。

（注1）SII製品型番は、本事業で独自に付番する型番を記入すること。

■記入例

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分ごとに提出すること。

※自動入力

G ガラス

平成 26 年 4 月 25 日

1シートにつき、1製品型番の情報を記入し、複数の場合はその数分提出すること。

該当する型番を記入

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）

OEM等企業情報

SII製品型番

GXY011YB

※自動入力

※自動入力

代表情報	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	GXY
------	-----	-----------	---------	-----

OEM等	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇
	担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.〇〇.〇〇
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 区 〇〇町 〇〇丁目〇〇番 建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください） 〇〇〇〇マンション 〇〇号		
	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先（携帯等）	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

都道府県を選択

市区町村を選択

合わせて提出する契約書や覚書等の写しと整合性をとること。

※ 1シート1製品型番の情報のみ記入してください。複数の製品がある場合はシートをコピーして該当型番の数分ご提出ください。

※ 海外企業の場合の企業情報の書き方については別途SIIへ連絡してください。

(5) 施工業者登録リスト（断熱材）

現場吹込・吹付系断熱材は、下記の施工業者登録リストにて、SIIに登録されたメーカーが指定する施工業者を予めSIIに登録すること。また、SIIに製品が登録された後に指定施工業者の追加が生じた際は、別途、施工業者登録リスト(追加用)を提出すること。

(注1) 平成25年度の高性能建材導入促進事業にて指定施工業者として登録されている場合であっても、本事業で新たに登録する必要があるので注意すること。

■記入例

※自動入力

平成 26 年 4 月 25 日

※自動入力

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

※自動入力

施工業者登録リスト

会社名	〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	D XYZ
-----	----------	---------	-------

	SII製品型番	施工業者名	支店名	都道府県	市区町村・番地・ビル名等	問い合わせ電話番号
1	DXYZ011PE	株式会社△△△△	△△支店	△△県	△△市△△番地△△ビル	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2						
3						
4						
5						

「株式会社」や「有限会社」等で記入

※都道府県は記入しないこと

支店が複数ある場合は支店ごとに記入

半角数字、半角ハイフンで記入
[例]00-0000-0000

本事業で独自に付番する製品型番を記入
(英大文字半角ならびに数字半角)

(注1) SIIのホームページにて情報を公表するため、記入間違いのないよう注意すること。

特に、「市区町村・番地・ビル名等」に、「都道府県」を記入しないよう注意すること。

また、環境依存文字(株やローマ数字)、計算式や関数での入力を行わないこと。

例:【 I →I(アイ) II →II(アイアイ) V →V(ブイ) X →X(エックス) 】

(6) 変更届

変更届は、SIIに製品が登録された後に登録内容等に変更が生じた際、提出すること。

■記入例

平成 26 年 5 月 1 日

メーカー名を記入

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）

提出日を記入

対象製品【変更届】

会社名	〇〇〇〇〇株式会社	受領した メーカーコードを記入
メーカーコード	DXYZ	

【修正の内容】

- 修正する項目にチェックを入れ、修正内容について詳細を記載すること。
修正内容は登録した製品型番毎に作成し、修正前後で内容がわかるよう具体的に明記すること。

企業情報	対象製品申請リスト	OEM等の企業情報	施工業者登録リスト
<input type="checkbox"/> 代表情報	<input type="checkbox"/> 製品名	<input type="checkbox"/> OEM等の情報	<input type="checkbox"/> 施工業者名、支店名
<input type="checkbox"/> 連絡担当者	<input type="checkbox"/> リンク先URL	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 都道府県、市区町村・番地・ビル名等
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 電話番号
			<input type="checkbox"/> その他()

修正内容を選択する

追加(削除)の場合は
こちらに記入

【追加(削除)の内容】

- 追加(削除)する項目にチェックを入れ、追加(削除)内容について詳細を記載すること。
追加(削除)内容は登録した製品型番毎に作成し、追加(削除)前後で内容がわかるよう具体的に明記すること。

OEM等の企業情報 ※1	施工業者登録リスト ※2
<input type="checkbox"/> OEM等の企業の追加	<input checked="" type="checkbox"/> 施工業者の追加
<input type="checkbox"/> OEM等の企業の削除	<input type="checkbox"/> 施工業者の削除

※1 別途、提出済みの対象製品登録申請書のデータ一式と、追加したOEM等の企業情報のシートをあわせてメールで提出すること。

※2 別途、施工業者登録リスト(追加用)をあわせて提出すること。

No	SII製品型番	変更前	変更後
1	DXYZ011PE	10社登録	1社追加登録(計11社登録)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

本事業で独自に付番する製品型番を記入
(英大文字半角ならびに数字半角)

・変更前後の内容を簡潔に記入
・変更内容に応じて、別紙必要書類を提出をすること

3-5 審査結果通知

■見本

<SII 文書管理番号>

平成●年●月●日

<メーカー（申請者）正式名称> 様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学

平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金 （既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）の 対象製品審査結果について

この度は一般社団法人 環境共創イニシアチブの事業にご協力いただき、ありがとうございます。
申請いただきました「平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）」の対象製品公募につきまして、厳正な審査
の結果、登録されましたのでご通知申し上げます。

<留意事項> 今回SIIに登録された下記型番の内、○印がついている製品は、SIIに登録されたメーカーが指定する
施工会社にて施工することを条件とします。

記

申請者名： 株式会社高性能断熱工業

高性能建材名称・型番

	製品名称	製品型番
○	コウセイノウポリスチレンフォーム	DXYZ011PE

4. その他

4 その他

4-1 出荷証明書・施工証明書

(1) 出荷証明書・施工証明書の発行について

- ① メーカー等は、自社の対象製品に対して、出荷証明書、施工証明書の発行の周知等を行うこと。
- ② 出荷証明書、施工証明書は、申請者が「補助事業実績報告書」の提出を行う際に必要となる。
 - ・ガラスや窓、断熱材のマット系・ボード系製品は、出荷証明書の提出が必要となる。（施工証明書の提出は不要。）
 - ・断熱材の吹込・吹付製品は、SIIに登録されたメーカー等が指定する施工業者が発行する施工証明書の提出が必要となる。（出荷証明書の提出は不要。）
- ③ 出荷証明書は、原則、元請事業者の商流上の直前店が発行することとし、施工証明書は、工事を行う施工業者が発行することとする。
- ④ 出荷証明書、施工証明書に記載されたSII製品型番等と、SII登録型番等の情報をSIIで照合し、対象製品を用いて実際に出荷、施工されたか等の審査を行う。

(2) 必要記載項目の要件

出荷証明書、施工証明書には、以下の必要項目の記載があること。

	必要記載項目	出荷証明書			施工証明書
		ガラス	窓	断熱材 (マット系・ ボード系)	断熱材 (吹込・吹付)
1. 日付	<input type="checkbox"/> 発行日	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 納品日	●	●	●	-
	<input type="checkbox"/> 工事着手日、完了日	-	-	-	●
2. 発行先	<input type="checkbox"/> 現場名	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 元請事業者名※1	●	●	●	●
3. 発行者	<input type="checkbox"/> 元請への納入事業者名※2、住所、印	●	●	●	-
	<input type="checkbox"/> 施工業者名、住所、印	-	-	-	●
4. 製品情報	<input type="checkbox"/> メーカー名	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 製品名	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> SII製品型番	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> ガラスのメーカー名	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> ガラスの製品名	-	●	-	-
5. 数量	<input type="checkbox"/> 枚数、サイズ	●	●	-	-
	<input type="checkbox"/> 厚み(mm)、施工部位	-	-	●	●
	<input type="checkbox"/> 出荷量(m ²)	-	-	●	-
	<input type="checkbox"/> 施工使用量(m ²)	-	-	-	●
6. 数値等	<input type="checkbox"/> 開口部の熱貫流率(W/(m ² ・K))	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> ガラス中央部の熱貫流率(W/(m ² ・K)) 又はガラス中空層の厚さ(mm)	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> ガラス中空層内のガスの有無	-	●	-	-

※1 施主と契約した事業者

※2 元請事業者に製品を商流上納品した事業者

(3)-1 出荷証明書 書式見本（ガラス、窓、断熱材※マット系・ボード系）

■書式見本（ガラス）

[ガラス]

出荷証明書

2014年〇月〇日

(株)〇〇工業 様

元請事業者名

元請への納入事業者名

現場名 : 〇〇様邸

株式会社〇〇〇

印

納品日 : 2014年〇月〇日

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

メーカー名	SII製品型番 (8桁)	製品名	枚数	ガラスサイズ (mm)
(株)高性能ガラス	GXY011YS	コウセイノウ断熱ガラス	1	W●●●●●×H●●●●●

■書式見本（窓）

[窓]

出荷証明書

2014年〇月〇日

(株)〇〇工業 様

元請事業者名

元請への納入事業者名

現場名 : 〇〇様邸

株式会社〇〇〇

印

納品日 : 2014年〇月〇日

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

メーカー名	SII製品型番 (7桁)	製品名 (シリーズ名 + 開閉形式等の詳細)	窓数	窓サイズ (mm)	開口部の熱 貫流率 (W/(㎡・K))	ガラスの メーカー名	ガラスの 製品名	ガラス中央部の熱貫 流率(W/(㎡・K))又はガラ ス中空層の厚さ(mm)	ガラス中空 層内のガス の有無
(株)高性能窓	W99A01HA	PLサッシ 引違い窓 窓タイプ	1	W●●●●●×H●●●●●	2.33	XYZ硝子	LoEペアG	1.50	有

■書式見本（断熱材※マット系・ボード系）

[断熱材] (マット・ボード)

出荷証明書

2014年〇月〇日

元請事業者名
(株)〇〇工業 様

元請への納入事業者名
株式会社〇〇

現場名 : 〇〇様邸

納品日 : 2014年〇月〇日

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

印

サイズ種類が複数ある場合、
全て記入すること

メーカー名	SII製品型番 (9桁)	製品名	出荷量 (㎡)	厚さ (mm)	サイズ (mm)
(株)高性能断熱工業	DXYZ011PE	コウセイノウポリスチレンフォーム	●●●	●●●	W●●●●●×H●●●●●

(3)-2 施工証明書 書式見本（断熱材※吹込・吹付）

■書式見本（断熱材※吹込・吹付）

[断熱材] (吹込・吹付)

施工証明書

2014年〇月〇日

元請事業者名
(株)〇〇工業 様

施工業者名
株式会社〇〇

現場名 : 〇〇様邸

工事着手日 : 2014年〇月〇日 工事完了日 : 2014年〇月〇日

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

印

メーカー名	SII製品型番 (9桁)	製品名	施工 使用量 (㎡)	厚み (mm)	施工部位			写真 ※
(株)高性能断熱工業	DXYZ072GW	あったか断熱	●●●	●●●	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input checked="" type="checkbox"/>

※ SII対象製品を用いて適切に施工したことを証明する際、断熱材の梱包材（吹込）や容器（吹付）の製品ラベル、施工の厚み等が分かるように、SII製品型番毎に写真撮影を行い、「写真」の欄に✓を入れること。

MEMO

MEMO

MEMO

